

教員の懲戒処分について

静岡大学は、本日、男性教授1名（50歳代）に対し、国立大学法人静岡大学教職員就業規則に基づき、戒告の懲戒処分を行いました。

この教員は、特定の学生に対し、学生の人格を直接に貶める発言を行いました。また、同教員の研究室の一部の学生が十分な指導を受けられない状況を生じさせ、結果、教育研究環境への配慮が不足していたことにより、学生に精神的な苦痛を強いました。本学は、これらの行為が静岡大学におけるハラスメントの防止等に関する規程第2条第2項第2号に定めるアカデミック・ハラスメントに該当すると認定しました。なお、この教員は2回目のアカデミック・ハラスメントの認定となります。

この教員の行為は、国立大学法人静岡大学教職員就業規則に規定する懲戒事由に該当することから、学内諸手続きを経て懲戒処分を行ったものであります。本学ではこれまでも、静岡大学におけるハラスメントの防止等に関する規程により、教職員の責務として大学全体でハラスメントの防止に努めている中でこのような事態が発生したことは、誠に遺憾であります。

今後、こうしたことが再び起こることのないよう全教職員に求めるとともに、学長としての使命と責任の重さを十分に自覚し、このような事案の再発防止と信頼回復に向けて、大学の組織全体として一層の努力を続けていく所存です。

令和6年10月23日

静岡大学長 日詰 一幸